令和８年 11 月１日

感染症予防ガイドライン

公益財団法人全日本剣道連盟

はじめに

公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」）は、令和６年９月１日に、稽古、大会、審査会等を対象として個別に定めていた感染症予防に関するガイドラインを『感染症予防ガイドライン（以下、全剣連ガイドライン)』として統合しました。その後剣道における新型コロナウイルス感染症の発生報告がほとんどなされなくなったことを踏まえ、この度全剣連ガイドラインを一部改訂いたします。

剣道は発声による飛沫によって、感染が拡大しやすいと言われています。新型コロナウイルスだけでなく、インフルエンザやその他の感染症についても、稽古による感染の拡大が懸念されます。

このため、今後も、この『全剣連ガイドライン』に極力沿って稽古、大会、審査会等（以下、行事）を行われるようお願いいたします。

ガイドライン

1. 行事の参加について

・以下に該当する者は行事への参加を控えること。

① 体調がよくない場合、体調が普段と異なる場合（感染している場合があるため。感染症でなくても体調不良時の行事の参加は推奨されません。）

② 発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合

③ 同居家族や身近な知人に流行しやすい感染症が疑われる者がいる場合は、慎重に判断すること

・基礎疾患があるなど、感染しやすさ、あるいは感染症重症化の不安がある者は、必要に応じて主治医等に相談すること。

日常生活においても、換気や手洗い消毒などの対策を心掛け、発熱や咳、倦怠感等の症状を認めた場合には、無理をせず、必要に応じて医療機関を受診すること。

2. 剣道の実施にあたって

① 面をつけて剣道を行う際の、シールドもしくは面マスクの着脱は任意とする。ただし、個人の判断においての着用をさまたげないものとする。

② 大会の審判員、審査会の役員・審査員・係員を含めて、マスクやシールドの着脱は任意とする。

③ 稽古場所・会場等においては、可能な限り通風・換気を十分に行う。

※ただし、マスク・シールドの着脱の判断につき、高齢者や基礎疾患のある者など、感染リスクや重症化リスクの高い者は十分留意すること。

おわりに

居合道、杖道においても、同様とする。

また、各組織・団体にあっては、会員構成（年齢や性別)、稽古及び場所、地域の気候等の特性に応じて、本ガイドラインを参考にすること。

（参考）

充分な換気の懸念がある場合には、通風・換気の程度を CO_2 モニターで CO_2 濃度をチェックすることにより判定が可能である。おおよそ 1,000 ppm 以下に保つことが望ましい。